



高校生の学び、応援します！

スマホでカンタン申請できる！



令和5年度吹田市高等学校等学習支援金制度のご案内

学習用図書等の購入費用の支援を目的として月額 4,000 円の補助を行います。対象となった方には、10月と3月に半年分をまとめて支給します。

令和5年度から申請方法が変わります！

- 電子申請ができます。
- 申請者を、高校生本人から保護者（※）に変更
（同じ世帯で高校生等が複数いる場合でも1回（枚）の申請でまとめて申請が可能になりました。）

電子申請はコチラ▶



※保護者がいない高校生は本人が申請できます。

1 申請時期・方法

一斉受付 | 令和5年4月3日（月）から令和5年5月25日（木）まで
（一斉受付後は、随時申請となります。随時申請は申請月分からの支給となります。）

- ① 電子申請 | 24時間申請が可能です！
- ② 郵送申請
 - 「特定記録郵便」または「簡易書留」を御利用ください。
 - 消印日をもって申請日とします。
 - 郵便事故の際は送付記録等で発送日が確認できる場合に限り、遡って再度申請を受付けます。
- ③ 窓口申請 | 年末年始を除いた平日のみ9：00から17：30まで受付

2 受給対象者 | （1）～（4）のすべての条件を満たしていること

（1）所得の制限 | 基準額以下の世帯または所得割非課税の世帯が対象です

吹田市に居住し、その世帯合計の令和4年分の所得金額（居住または生計が同一の御家族を含む）が下表の認定基準額（市民税所得割非課税措置に準ずる所得金額）以下の方。又は世帯全員の市民税所得割額が非課税の方。

令和5年度 吹田市高等学校等学習支援金認定基準額表

世帯の 人数	2人（※）	2人 (左記以外の場合)	3人	4人	5人
認定 基準額	1,350,000 円	1,120,000 円	1,470,000 円	1,820,000 円	2,170,000 円

※所得者が障がい者・ひとり親・寡婦（夫）の場合

- 6人以上の世帯は、世帯員が1人増すごとに認定基準額に35万円を加算してください。
- 所得金額は総収入金額から必要経費を差引後の金額（給与所得者にあつては、給与所得控除後の金額）です。
- 世帯合計の所得について、給与所得者又は公的年金所得者が世帯に複数いる場合（被扶養者除く）は、2人目以降の所得から各人10万円（最大）控除して計算してください。

(2) 高等学校等に在学していること

高等学校・特別支援学校の高等部・高等専門学校(第3学年まで)・中等教育学校の後期課程又は専修学校の高等課程等に在学中であること。(学務課より学校長に報告を求めます。)通信制課程の方は入学月から36か月間を限度とします。

(3) 入学時期

中学校卒業後の進学先として、原則として満17歳までに上記(2)の学校に入学していること。

(4) 生活保護費を受給していないこと

生活保護の高等学校等就学費を受給していないこと。

3 提出書類

(1) 吹田市高等学校等学習支援金支給申請書 | 電子申請の場合は紙の提出は不要

※在学学校名・学年・組・入学年月は、間違いのないよう正確に記入してください。

(2) 所得に関する書類 | 吹田市で市民税の手続きをしている(吹田市で課税される)方は不要

令和5年1月1日時点の住民登録地が吹田市にあるが、令和4年分の所得申告が済んでいない方については、ただちに吹田市役所市民税課(202番窓口)で令和4年分の所得の申告をしてください。無収入の場合も、審査の都合上、必ず申告が必要です。(被扶養者として申告されている者を除く)

令和5年1月1日以降に他市町村より吹田市に転入された方は、1月1日時点で住民登録のあった市区町村で、「令和5年度市(町村)・府(都道県)民税課税証明書」の交付を受け、提出してください。(他市町村に住民登録を置いたまま、吹田市に居住されている方も同様です。)申請者(保護者等)及び同一の世帯員の方全員(控除対象配偶者及び被扶養者で無収入の方を除く)の所得証明書等を提出してください。

4 特別な事情の申出 | 単身赴任、家賃負担、ローン返済等は、特別な事情に該当しません

失業等による減収、疾病・障がいによる医療費負担の増加、災害による被災などにより、家計が著しく悪化している場合は、事情を考慮し審査します。お申し出により、別途、学務課から審査に必要な書類(令和5年分の源泉徴収票、確定申告書(第一表・第二表、医療費控除の明細書)、雇用保険受給資格者証、罹災証明書など)の提出をお願いします。

5 異動の届出 | 以下の場合には速やかに学務課までお届けください

(1) 住所の変更又は世帯の構成が変わったなど、申請時から世帯の状況に異動が生じたとき。

(2) 休学、長期欠席、転学、退学したとき。転学した場合は、再申請が必要です。

(3) 生活保護の受給が開始になったとき。

その後、生活保護が廃止になった場合は、再申請してください。

(4) 振込先の口座を変更するとき。(各振込月の前月末日まで。振込通知後の変更はできません。)

6 本制度は吹田市独自の制度です

本制度は国や府の「高等学校等就学支援金」「奨学のための給付金」等または、大阪府育英会等の貸付型の奨学金とも、重複して申請できます。

7 問合せ・郵送・窓口申請は | 吹田市教育委員会 学務課 援助金担当

〒564-0027 大阪府吹田市朝日町3番402号 (吹田さんくす3番館4階)

電話 06-6155-8196

詳細はコチラ



郵送や窓口で申請される場合はこの用紙を切り取って使用してください。

令和5年度(2023年度)吹田市高等学校等学習支援金受給申請書

吹田市長あて
吹田市教育委員会あて

- 以下のとおり、吹田市高等学校等学習支援金を申請します。なお、申請にあたり、次の事項全てを確認し、同意又は承諾します。
- 市職員が、認定の判定のために、私の世帯の住民基本台帳・住民税課税台帳及び生活保護認定状況その他関係事項を確認すること。
 - 市職員が、在籍校に在籍の確認を行うこと。
 - 市職員が、申請内容について軽微な修正を行うこと。
 - 教育委員会学務課が生活保護担当所管に受給者情報を提供すること(支給額にかかる確認のため。) ※太枠内を記入してください。

(郵送受付日:)

申請者(保護者)	住所	吹田市	(※)住所	吹田市・吹田市以外()	(申請者名義に限る)	銀行 組合 金庫	支店 出張所			
フリガナ	フリガナ	氏名	昼間 連絡先	(自宅・携帯電話)	普通 口座 番号	名義人 (カタカナ)				
以下の高校生等を除く世帯全員 及び別居(被)扶養者全員				フリガナ 氏名	生年月日	続柄	職業又は学校名			
1					昭・平・西暦 年 月 日	世帯主				
2					昭・平・令・西暦 年 月 日					
3					昭・平・令・西暦 年 月 日					
4					昭・平・令・西暦 年 月 日					
5					昭・平・令・西暦 年 月 日					
6	修学する高校生等			在学学校名及び入学年月	(年 月 入学)	全日制/定時制 通信制/単位制	学年			
7				在学学校名及び入学年月	(年 月 入学)	全日制/定時制 通信制/単位制	年			
8				在学学校名及び入学年月	(年 月 入学)	全日制/定時制 通信制/単位制	年			
世帯の状況				特別な事情により生活状態が著しく悪化しましたか。 (はい・いいえ) →はい、とされた方は該当する事由を○で囲んでください。別途、必要書類を提出して頂きます。 [失業 / 減収 / 傷病・介護 / 被災 / その他] ●令和4年中の所得は申告済みですか。 (はい・いいえ) →いいえ、と答えた方はすみやかに申告手続きをしてください。						
世帯の状況				学校所在地	前年度申請	受付番号				
				府 県	有・無					
				府 県	有・無					
				府 県	有・無					

備考

申請用紙に記入される際の注意

- 単身赴任や別居の扶養者など別住所にお住まいの家族がいる場合は、「備考」にお住まいの住所と別居している旨をご記入ください。
- 振込先口座は申請者名義の口座に限ります。
- 記入例については、ホームページからご確認ください。

公式 LINE で申請時期をお知らせします！ | ぜひお友達登録を

吹田市高等学校等学習支援金制度は毎年申請が必要です。公式 LINE にて毎年申請時期にお知らせを配信します。ぜひお友達登録のうえ、ご活用ください。

吹田市
LINE公式アカウント
@suita-city



LINE 登録される際は「受信設定」から 子育て・教育＞教育 のカテゴリを登録してください

Suita Multilingual One stop Consultation Center のご案内 | 外国語でのサポート

高校などにいる子どもがいて、収入が少ない人は勉強のための本などをかうお金がもらえます。

Suita Multilingual One stop Consultation Center でも外国語で相談できます。

吹田市多文化共生
ワンストップ 相談センター
Suita Multilingual One stop Consultation Center

